

四日市市上下水道局管理規程第 12 号

四日市市水道事業会計規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和 6 年 4 月 1 日

四日市市上下水道事業管理者 山本 勝久

四日市市水道事業会計規程の一部を改正する規程

四日市市水道事業会計規程（平成 5 年四日市市水道局管理規程第 4 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
（目的） 第 1 条 この規程は、地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号。以下「法」という。）第 10 条及び地方公営企業法施行規則（昭和 27 年総理府令第 73 号。以下「規則」という。）第 <u>2</u> 条の規定により、四日市市水道事業（以下「水道事業」という。）の会計及び財務に関する基準並びに手続を定め、事業の能率的な運営と適正な経理を行い、もって水道事業の健全な発達に資することを目的とする。 （一部改正〔平成 17 年上下水管規程 36 号・24 年 4 号・<u>令和 6 年 12 号</u>〕）	（目的） 第 1 条 この規程は、地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号。以下「法」という。）第 10 条及び地方公営企業法施行規則（昭和 27 年総理府令第 73 号。以下「規則」という。）第 <u>1</u> 条の規定により、四日市市水道事業（以下「水道事業」という。）の会計及び財務に関する基準並びに手続を定め、事業の能率的な運営と適正な経理を行い、もって水道事業の健全な発達に資することを目的とする。 （一部改正〔平成 17 年上下水管規程 36 号・24 年 4 号〕）

<u>(指定公金事務取扱者)</u> <u>第 8 条の 3 管理者は、法第 3 3 条の 2 で</u> <u>準用する地方自治法第 2 4 3 条の 2 第</u> <u>1 項の規定により管理者が指定した者</u> <u>(以下「指定公金事務取扱者」という。)</u> <u>に公金事務を委託させることができる。</u> <u>2 指定公金事務取扱者に公金事務を委</u> <u>託しようとするときは、企業出納員に協</u> <u>議しなければならない。</u> <u>3 管理者は、指定公金事務取扱者に公金</u> <u>事務を委託したときは、その旨を告示す</u> <u>るものとする。</u> <u>4 管理者は、指定公金事務取扱者につい</u> <u>て、定期及び臨時に公金事務の状況を検</u> <u>査しなければならない。</u> <u>5 法第 3 3 条の 2 で準用する地方自治</u> <u>法第 2 4 3 条の 2 の 3 第 1 項の規定に</u> <u>より指定公金事務取扱者の指定の取消</u> <u>しをしようとするときは、企業出納員に</u> <u>協議しなければならない。</u> <u>(追加〔令和 6 年上下水管規程 1 2 号〕)</u>	
<u>(収納金の取扱い)</u> <u>第 2 9 条 企業出納員等が収納した金銭</u> <u>は、その日(その日が出納取扱金融機関</u> <u>の休業日に当たるときは、当該出納取扱</u> <u>金融機関の次の営業日)のうちに、出納</u> <u>取扱金融機関に預け入れなければならない。</u><u>ただし、特別の理由があるときは、</u>	<u>(収納金の取扱い)</u> <u>第 2 9 条 企業出納員等が収納した金銭</u> <u>は、その日(その日が出納取扱金融機関</u> <u>の休業日に当たるときは、当該出納取扱</u> <u>金融機関の次の営業日)のうちに、出納</u> <u>取扱金融機関に預け入れなければならない。</u><u>ただし、特別の理由があるときは、</u>

翌日に預け入れすることができる。 削除 <u>(一部改正〔令和6年上下水管規程12号〕)</u>	翌日に預け入れすることができる。 <u>2 公金徴収事務等受託者が収納した金 銭の出納取扱金融機関への預け入れに ついては、別に定めるところによる。</u>
<u>(指定公金事務取扱者による公金の払込み 等)</u> <u>第29条の2 令第26条の4第2項で 準用する地方自治法施行令第173条 の2第2項で規定する指定公金事務取 扱者(次項において「徴収収納事務受託 者」という。)は、収入を徴収し、又は 収入等を収納したときは、納入義務者 に対し、領収書又はこれに代わるもの を交付しなければならない。</u> <u>2 徴収収納事務受託者は、その徴収 した収入又はその収納した収入等を、 その内容を示す計算書及び納入通知書 又は納付書を添えて、企業出納員又は 金融機関に払い込まなければならない。</u> <u>(追加〔令和6年上下水管規程12号〕)</u>	

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

(上下水道局管理部経営企画課)